

静岡県SDGs実施指針

～持続可能なまちづくりのために～

前文

戦後一貫して右肩上がりの成長を続けてきた我が国は、本格的な少子高齢社会、人口減少社会の到来により、旧来の社会システムのあり方そのものを見直さなければならない局面を迎えています。すなわち、政治、経済、文化、情報などの社会資源とともに人的資源を都市に集中し、効率性を高めてきた手法は、その代償として地方における人口流出を招き、衰退につながるという事態を招きました。このため、国は「地方創生」を謳い、「地方」をキーワードに未来に向けた社会モデルを模索しているところです。地方自治体にあつては、地方から国を変える、という気概を持って、成功事例を生み出し、全国に水平展開することが求められる時代がやってきたと言えます。

そこで、今こそ、地域の実情を最も把握している地方自治体が、地域コミュニティの最小単位である自治会・町内会が抱える地域課題の解決や、市内企業のビジネスチャンスの拡大などのために、未来を見据えて研究に取り組んでいる大学・研究機関、数多くの実践を積み重ねてきたNPO等の市民団体、様々な分野でビジネスを展開している市内企業などの様々なステークホルダーとパートナーシップを築き、それぞれが互いの強みを持ち寄って大同団結し、持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

そして、このパートナーシップを構築するためには、様々なステークホルダーをつなぐ世界共通言語であるSDGs（2015年に国際連合のサミットで採択された持続可能な世界を実現するための17の目標）を用いることが有効な手段であると考えます。

このため、SDGs未来都市として政府から選定され、Shizuoka City Local2030 Hubとして国際連合に位置づけられている本市は、この世界標準としてのSDGsを最大限に活用して、目指すまちの姿である「世界に輝く静岡」の実現に向けて歩み続けます。そして、本市が、30年、50年、さらには100年先においても「誰ひとり取り残さない」というSDGsの理念を体現し、経済・社会・環境の三側面が調和した持続的な発展を遂げているまちとなるように、今の段階から、市政運営の基礎を築いていきます。

第1 実施指針の位置づけ

この指針は、市のSDGsの推進に関し必要な事項を定めることにより、SDGsの要素を市政に組み込むとともに、国連で示された2030年までの17のゴール、169のターゲットを意識した世界標準の市政運営を通じて職員の政策形成能力の向上を図り、もって静岡県基本構想（2014年12月12日議決）に基づく「世界に輝く静岡」の実現に資することを目的とします。

第2 取組姿勢

本市におけるSDGsの推進は、様々なステークホルダーと連携して取り組むとともに、次に掲げる事項を基本として取り組みます。

1（市政への組み込み）

世界共通の「ものさし」であるSDGsを、総合計画（当面、3次総で最優先に取り組む「5大構想」）に組み込み、市の政策を世界標準に引き上げます。

2（普及・啓発）

市民の生活や企業・団体等の活動とSDGsの理想の世界との距離感を近づけ、SDGsを自分事として捉え行動してもらうために、概ね2018年度から2020年度の3年間、重点的に普及・啓発に努めます。

3（情報発信）

SDGsの未来都市、また、アジア初のハブ都市として、市民、自治会、企業、団体等の活動や市の取組を、国内・世界に向けて広く情報発信し、本市の存在感を高めていきます。

第3 職員の業務遂行

1（日常業務）

職員は、SDGsの理解に努め、目標年次である2030年を見据えた長い時間軸と、169のターゲットの多様な着眼点という広範な視野を意識して、自らの業務に取り組みます。

2（ステークホルダーとの連携）

職員は、世界の共通言語であるSDGsに関する研修会、意見交換会等に積極的に参加し、様々なステークホルダーと連携し、自らの業務を進めます。

3（所属長）

所属長は、上記2つの点に留意して職員の積極的な姿勢を引き出すように指導し、援助するとともに、課かい等の業務がどのようにSDGsと関連するのかについて、日頃から意識して業務に取り組みます。

第4 各局・区等の取組

1 (5大構想・総合計画)

各局・区等は、SDGs共同研究(研究者と共同して行う5大構想・総合計画にSDGsの観点を組み込むこと及びSDGsに関連する統計情報を整理しローカライズ指標を策定することをいう。)のうち関連する事項について、会議への出席、必要なデータの提供等、企画局と連携して取り組むとともに、策定した指標の達成に向けて事務事業に取り組みます。

2 (個別計画等)

各局・区等は、その事務に関し個別計画等を策定し、又は改定するときは、企画局と協議の上、次のとおりSDGsの17の目標を統合したアイコンを掲載し、SDGsの解説及びその理念と当該個別計画等との関連を記載します。さらに、実施指針第6.1の3要件を満たす場合には、政策・施策に紐づくSDGsの個別のアイコンも表示します。



静岡市は世界標準のまちづくりを進めています。

3 (普及・啓発)

各局・区等は、その事務事業に関して市民、企業等を対象としたチラシ・パンフレットを作成するときは、次のとおり関連するSDGsのアイコン及び適切なコメントを掲載し、普及・啓発をします。市民、企業等を対象としたイベント等を開催する際も、その内容にかかわらず、方法を工夫して普及・啓発をします。



静岡市はジェンダー平等を進めています。

第5 企画局の役割

1 (市政への組み込み)

企画局は、SDGs共同研究の実施に関する事務、設定された指標の達成に向けた進捗管理に関する事務等の総合調整を行います。

2 (情報発信)

企画局は、関係機関と連携しながら、全庁の中心となって、市民、自治会、企業、団体等の活動や市の取組を、SDGs未来都市として国内に向けて、ハブ都市として世界に向けて、情報発信します。

第6 政策・施策とアイコン

1 ハブ都市である本市では、SDGsの17のアイコン（カラー版）のいずれかを政策・施策に紐づくゴールとして用いることができるのは、次に掲げる要件（以下「3要件」という。）の全てを満たすと企画局が判断し、静岡市創生・SDGs推進本部会議設置要綱（2018年4月1日施行）に基づく静岡市創生・SDGs推進本部会議に報告したものに限りです。

- (1) 2030年のあるべき姿を描き、そこからバックキャスティングにより政策・施策を立案しています。
- (2) SDGsのターゲットに基づき政策・施策に設定した指標による進捗管理体制を確立しています。
- (3) 経済・社会・環境の三側面の調和の観点から政策・施策を検証しています。



SDGsの17のアイコン（カラー版）

2 政策・施策・事務事業等にアイコンを用いる場合に、3要件を満たさないときは、SDGsの17のアイコン（WB版）のみを利用します。ただし、3要件を満たす場合であって白黒印刷をするときは、カラー版を白黒で印刷したものを利用することができます。



SDGsの17のアイコン（WB版）

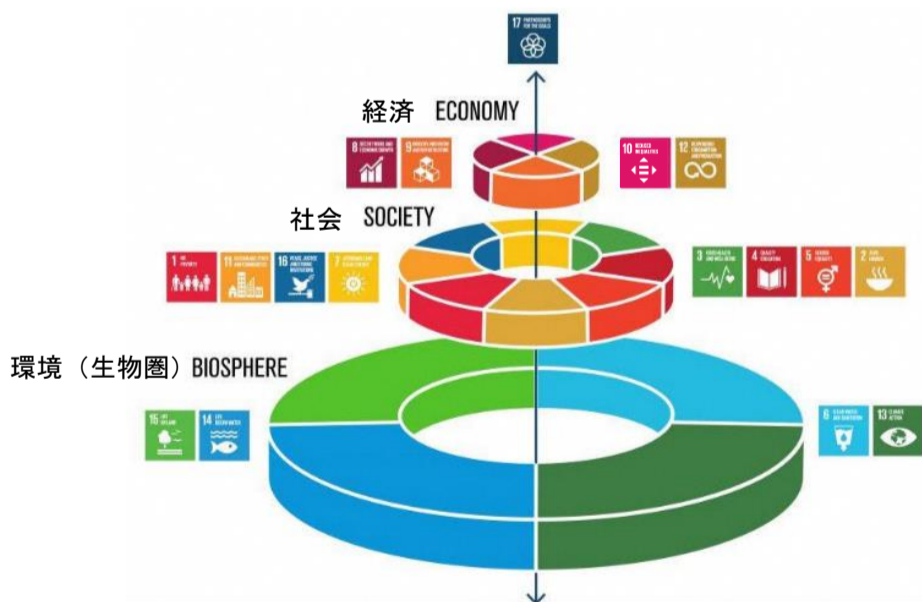
第7 SDGsの推進体制

- 1 静岡市創生・SDGs推進本部会議は、市のSDGsの推進に当たり、専門的見地からの意見を述べ、提言を行います。
- 2 静岡市創生・SDGs推進会議設置要綱（2018年4月1日施行）に基づく静岡市創生・SDGs推進会議は、市のSDGsの推進に係る意見を述べ、提言を行います。
- 3 全庁でSDGsを推進するため、各局・区等にSDGs推進委員を、各課かい等にSDGs推進員を置きます。

第8 その他

この指針の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

●経済・社会・環境というSDGsの三側面（前文関係）



17の目標を3層に分類し総合的に捉える図表であるウェディングケーキモデル。

「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」（生物圏）に支えられて成り立つことを表している。